

# 令和4年度 第4回香取市農業委員会総会議事録

令和4年7月5日

7月5日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について  
議案第2号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
- 日程第2 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第7号 農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 日程第7 議案第8号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第10 報告第3号 農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹	
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一	
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝	
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸	
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝	
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽	夫
15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄	
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤	江	
19番	伊	藤		寛						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 飯 田 利 彦

農地班長 滑 川 典 文

管理班長 石 毛 明 子

主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 2時58分

議 長

ただいまから令和4年度第4回農業委員会総会を開会いたします。  
これより会議に入ります。審議のほどよろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、4番 芹川 幹委員、15番 富澤克彦委員をご指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りをいたします。

日程第1 議案第1号ないし日程第10 報告第3号をご提案申し上げます。

なお、議案第1号及び議案第2号は関連がありますので、一括して審議させていただきますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号及び議案第2号

議 長 それでは、日程第1 議案第1号及び議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。令和4年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案第2号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について。令和4年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから11ページです。

5月総会におきまして決定されました令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案及び令和4年度最適化活動の目標の設定等の案について、それを公表いたしました。30日間意見の募集を行いました。

結果としましては、この30日間意見等はありませんでしたので、本議案記載の内容をもって令和3年度の点検評価及び令和4年度の目標とするものです。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決をいたします。

議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第2 議案第3号

議 長 日程第2 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。  
令和4年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

ページは12ページから19ページで、整理番号は1番から15番です。

整理番号1番から6番の6件でありますけれども、譲受人が同一の案件であります。

農地所有適格法人として香取市に新規参入するため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号7・11・12・15番は、農地が譲受人の自作地に近いことから、7番・15番は売買により、11・12番は贈与により、所有権移転をするものです。

整理番号8番は、相続人不存在である農地で、相続財産管理人が選任され、売買による

所有権移転をするものです。

整理番号9番は、親子間による使用貸借権の設定です。

整理番号10番は、新規に法人化され、農地所有適格法人として農業経営に参入するため、賃借権の設定をするものです。

整理番号13番は、親子間の贈与であり、子である農業後継者に贈与による所有権移転をするものです。

整理番号14番、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により所有権移転をするものです。

以上、15件でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 平川君子委員。

9番平川委員 去る6月24日金曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。

提出された農地法第3条の案件は15件であります。

このうち整理番号1番から6番については、事前審査会に法人の出席を求めました。その他の案件については、写真及び書類等で審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

整理番号1番から6番については、法人から営農計画等について聞き取り調査を行い、その内容を確認いたしました。

整理番号1番から6番を含む議案第3号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件をみたしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 長 ありがとうございます。

議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に関わる事案がありますので、当該事案をまず分離して審議をいたします。

議案第3号 整理番号10番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

議案第3号 整理番号10番について、6番 山田宏一委員、お願いします。

6番山田委員 ご報告いたします。

現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、主食用米、飼料用米等の栽培を計画しており、5年後の経営面積は〇ヘクタールを目標としております。

農業経営の実施計画書も香取農業事務所において指導を受けながら計画を立てており、その内容において適正で、賃借権設定後、良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号10番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号10番については、原案のとおり決定いたします。

〇番 〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第3号 整理番号15番は、〇〇〇〇です。よって、この事案に関しての議長は、香取市農業委員会会議規則に基づき、鵜澤会長職務代理者をお願いをします。

(鵜澤会長職務代理者議長席へ議長を交代)

職務代理者 それでは、議案第3号 整理番号15番について、伊藤 寛会長に代わり議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

議案第3号 整理番号15番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○の退場を求めます。

(○○番○○○○ 退場)

職務代理者 次に、担当委員の意見を伺います。

議案第3号 整理番号15番について、8番 石橋清勝委員。

8番石橋委員 整理番号15番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地の隣接であり、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

職務代理者 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号15番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

職務代理者 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号15番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○の入場を許可します。

(○○番 ○○○○ 入場・着席)

職務代理者 これをもって、議長を伊藤会長へ戻します。

(伊藤会長議長席へ議長を交代)

議長 次に、ただいま分離して審議しました議案第3号 整理番号10番、15番の2件を除く13件について審議をします。

担当委員の意見を伺います。

整理番号1番から6番の6件について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 整理番号1番から6番について、都祭推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号1番から6番については関連がありますので、一括して説明いたします。

この申請の譲受人は、農地所有適格法人として新規に農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

当該法人は、〇〇、〇〇〇〇〇〇の栽培を計画しており、5年後の経営面積は〇〇ヘクタールを目標としております。農業経営の実施計画書も香取農業事務所において指導を受けながら計画を立てており、内容も適切であることから、所有権移転後も農地の優良な維持管理が行われると思われます。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号7番について、4番 芹川 幹委員。

4番芹川委員 整理番号7番について、今泉推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号8番、9番について、6番 山田宏一委員。

6番山田委員 整理番号8番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請地の所有者が相続人不存在なため、相続財産管理人が選任され、譲受人は農業経営の規模拡大を図るため、売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号9番について、現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲受人が農業を後継していくに当たり、父の所有農地に使用貸借権の設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

以上、報告申し上げます。

議長 整理番号11番について、9番 平川君子委員。

9 番平川委員 整理番号11番について、伊東推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請の譲渡人は、高齢による農業経営の廃止により農地の管理ができないため、農地を処分したい意向があり、譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号12番について、11番 海老澤 武委員。

1 1 番海老澤委員 整理番号12番について、坂本推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号13番について、14番 片野壽夫委員。

1 4 番片野委員 整理番号13番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が高齢のため、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号14番については、私の案件であります。議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いいたします。

事務局 それでは、代読いたします。

整理番号14番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号10番、15番の2件を除く13件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号10番、15番の2件を除く13件については、原案のとおり決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第4号

議 長 日程第3 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
議案の概要を説明します。

ページは20ページで、整理番号は1番から3番です。

整理番号1番、転用目的は駐車場用地です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の準工業地域のため、第3種農地です。

整理番号2番、転用目的は共同住宅用地です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第1種住居地域のため、第3種農地です。

なお、本案件につきましては、総会議案21ページの農地法第5条、議案第5号 整理番

号3番と同一事業となっております。

整理番号3番、転用目的は土壌調査用地で、一時転用の申請です。

申請地の農地区分は、農振農用地域内の農地ですが、不許可例外事由Cに推定されま  
す。

以上3件でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 平川君子委員。

9番平川委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は3件であります。

書類で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申  
請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であると  
の結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、3番 熱田英夫委員。

3番熱田委員 整理番号1番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

場所は、国道〇〇沿いにある〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇がある手前のお店です。

本件は、申請人は市内〇〇〇で〇〇〇〇というお店、〇〇〇〇です。営んでおりますが、  
店舗の増改築で既存の駐車場の土地を利用することに伴い、駐車場が不足するため、店舗  
の隣接地である申請地に駐車場を設けるものです。

申請地は、成田市で採取した山砂にて1メートルほど埋立てを行います。

排水については、雨水のみで水路への放流をします。また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の  
確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断し  
ました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、12番 飯森 孝委員。

12番飯森委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明します。なお、高  
木推進委員さんには電話にて説明してあります。

なお、21ページの議案第5号 整理番号3番は同一事業になります。



以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第5号

議長 日程第4 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
議案の概要を説明します。

ページは21ページから22ページで、整理番号は1番から5番です。

整理番号1番及び2番、転用目的は専用住宅用地です。権利の内容は、いずれも所有権移転です。

申請地の農地区分は、1番は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定され、2番は都市計画用途地域内の第1種住居地域のため、第3種農地です。

整理番号3番、転用目的は共同住宅用地です。権利の内容は、使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第1種住居地域のため、第3種農地です。

なお、整理番号3番は、総会議案20ページの農地法第4条、議案第4号 整理番号2番でご審議いただきました案件と同一事業であります。

整理番号4番及び5番、同一事業であります。転用目的は建売分譲住宅用地です。権利



本件の譲受人は、現在2世帯住まいですが、手狭であるため、新住居はこの住居とし、隣接地である申請地に新たに専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等を行いません。

排水については、雨水を敷地内にて浸透処理し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番について、12番 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、本件は20ページの議案第4号 整理番号2番と同一事業となり、詳細は同様でありますので、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号4番、5番の2件については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、整理番号5番は同一事業ですので、一括して説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇より東に〇メートルほどの場所に位置しております。

本件は、譲受人は〇〇市に所在する建築設計業などを営む法人ですが、周辺の住環境が整っており、居住の需要が見込める申請地に建売分譲住宅を〇〇建築するものです。

申請地では、成田市で採取した山砂にて1メートルほど埋立てを行います。

排水については、雨水は敷地内に設置する集水桝から道路側溝へ放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流します。また、隣接する農地との境界に擁壁を設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

---

◎日程第5 議案第6号

議 長 日程第5 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。令和4年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは23ページから58ページで、整理番号は1番から91番です。

議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上91件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第6 議案第7号

議 長 日程第6 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第7号 農用地利用集積計画（一括方式）の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について審議を求める。令和4年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。議案については、ページは59ページから60ページで、整理番号は1番から4番です。議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

農用地利用集積計画については、議案第6号及び議案第8号のとおり、これまでは中間管理機構から耕作者へ貸し付ける際には農用地利用配分計画案を作成してご審議いただき、その後中間管理機構に送付されておりました。本議案については、改正農地バンク法の施行に伴いまして、農地中間管理事業の事務手続が簡素化されまして、市町村の集積計画のみで耕作者への権利設定ができるようになる集積計画一括方式というのが創設されました。なお、この場合でも事前に中間管理機構とは調整は図られております。

これにより、農業委員会での審議後、市町村への送付となるために、手続期間の短縮が図られると、そういうこととなります。

以上4件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第7 議案第8号

議 長 日程第7 議案第8号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第8号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和4年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは61ページから84ページで、整理番号は1番から28番です。

議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上28件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 議案第8号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に関わる事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第8号 整理番号11番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第8号 整理番号11番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 整理番号11番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第8号 整理番号28番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第8号 整理番号28番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 整理番号28番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第8号のうち、整理番号11番、28番の2件を除く26件について、審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第8号のうち、整理番号11番、28番の2件を除く26件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第8号のうち、整理番号11番、28番の2件を除く26件については、原案のとおり決定いたします。

よって、議案第8号は原案のとおり決定いたします。

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和4年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、5件です。

---

◎日程第9 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和4年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、37件です。

---

◎日程第10 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。令和4年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件です。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時53分



上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人